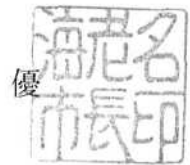


海老名市告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の規定による指定納付受託者の指定について、海老名市予算決算会計規則（平成10年規則第21号）第63条の2第1項の規定に基づき指定したので、地方自治法第231条の2の3第2項及び海老名市予算決算会計規則第63条の2第2項の規定に基づき告示する。

令和8年4月13日

海老名市長 内 野



- 1 指定納付受託者の名称及び住所または事務所の所在地
株式会社エフレジ
代表取締役 杉本 和彦
大阪府大阪市北区大深町4番20号グランフロント大阪タワーA
- 2 指定した日
令和8年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
海老名市手数料条例（昭和40年3月20日条例第6号）第2条第1項に規定する手数料、海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例（平成5年3月26日条例第8号）第27条第1項に規定する手数料及び郵送料
- 4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで